

2012年11月22日

公益財団法人 日本サッカー協会
2012年度 第8回理事会

協議事項

| | |
|----|---|
| 1. | プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則 改正の件 (協議) 資料No.1 |
| 2. | 登録ウインドーの例外(育成型期限付移籍の試験導入)の件 下記の条件を満たす若手選手の期限付移籍については、登録ウインドーの適用を受けないとする制度(育成型期限付移籍)を来年度、試験的に導入したい。 ※本案は技術委員会(原委員長)からの提案に基づき、技術委員会とJリーグにおいて議論・検討を重ね、最終案化されたもの。 1. 目的 ・ 若手日本人選手の公式戦出場を促進し、選手の成長を促す。 2. 背景 ・ 最初のプロ契約からの数年間(18~23歳)の選手育成が、従来から日本サッカーの課題になっている。 ・ 所属クラブで出場機会を得られない若手選手が、期限付移籍によって成長する例が、日本でも欧州でも確認されている。 ・ 本協会の規則により、選手の移籍は年2回の登録ウインドー中のみ許容されるが、これが選手育成を意図した「期限付移籍」まで抑制している可能性がある。 3. 内容 ・ 23歳以下の日本国籍を有するプロ選手についての下位ディビジョン(下位リーグ)所属クラブへの期限付移籍に関しては登録ウインドーの適用を受けないものとする。 4. 条件 ・ 対象選手は、日本国籍を有する23歳以下の選手(登録年度開始日(2013年2月1日)時点における満年齢)とする。 ・ 試験導入期間は2013年度(2013年2月1日から2014年1月31日まで)に限定する。 ・ クラブは所属するリーグに事前の承認を得るものとする。 ・ 本制度はJリーグ、JFL、および地域リーグに適用するものとする。つまり、以下のパターンの期限付移籍のみ許容される。(J1クラブ→J2クラブ・JFLクラブ・地域リーグクラブ、J2クラブ→JFLクラブ・地域リーグクラブ、JFLクラブ→地域リーグクラブ) 5. その他 ・ 本件は試験的導入であるため、本協会の規程(プロサッカー選手の契約、登録および移籍に関する規則)は変更せず、本理事会の決定をもって、時限的に適用するものとする。 ・ また、本制度の2014年以降の継続可否は、当該試験導入の効果を評価したうえ、2013年10月31日までに決定するものとする。 |
| 3. | 全日本女子サッカー選手権大会の大会名称変更の件 10月24日に宮内庁より皇后杯を賜った。第34回大会(本年度)の全日本女子サッカー選手権大会から優勝チームに授与することとしたい。また、大会名称を以下の通り変更したい。 変更前: 全日本女子サッカー選手権大会 |

| |
|--|
| ↓ |
| 変更後： 皇后杯全日本女子サッカー選手権大会 (英語表記：EMPRESS'S CUP) |
| 4. 全日本女子サッカー選手権大会の大会ロゴの件 |
| (協議) 資料No.2 皇后杯全日本女子サッカー選手権大会の大会ロゴを、別紙資料の通り作成したい。 |
| 5. J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認に関する件 |
| (協議) 資料No.3①～⑤ 本協会では「Players First!」の視点に立った良質なプレー環境の供給、未だ不足状態にある芝のピッチの確保という2つの観点から、天然芝ピッチを補完するという意味で人工芝ピッチの導入を容認し、2003年に人工芝ピッチの確保とレベルの維持を目的として、規程を制定した。本規程はF I F A基準値をベースとして、施設に関わるデータを独自に採取して適正検証を行い、日本独自の基準値を制定した。 一方、F I F Aでは人工芝を天然芝に代わる実用的で魅力的なピッチの一つの選択肢としており、U-20 ワールドカップでも既に採用されている。この人工芝の品質を明確に示すF I F A Quality Concept for Footballが2012年1月に改訂され、試験方法、基準値が見直されたことを受けて、本協会としてもF I F Aの基準値に近づけるべく、別紙資料の通りの検査マニュアルを改訂することとした。 また、この9年間で人工芝の使用頻度が格段に増え、耐久年数も短くなる傾向がみられることと、製品自体の劣化も考慮する必要がある。公認ピッチとして良質なプレー環境を維持するために更新有効期間の見直しをするなど、別紙資料の通りの公認ガイドブックを改訂することとした。 |
| 6. J F A ロングパイル人工芝ピッチ公認(新規)の件 |
| (新規) 1. 公認申請者：山形県米沢市 施設名：米沢市営 人工芝サッカーフィールド 西コート 施設所有者：米沢市長 安部 三十郎 (あべ さんじゅうろう) ロングパイル人工芝：ハイブリッドターフ (XP-62) / 住友ゴム工業(株) 公認期間：2012年11月22日～2015年11月21日 公認番号：第129号 <特記事項> ◆ ハイブリッドターフ (XP-62) / 住友ゴム工業(株)は 製品検査 (ラボテスト) を完了し、J F A ロングパイル人工芝基準を満たしている。 ◆ 公認規程に基づき2回の検査 (フィールドテスト) を実施し、J F A ロングパイル人工芝基準を満たしている。 2. 公認申請者：山形県米沢市 施設名：米沢市営 人工芝サッカーフィールド 東コート 施設所有者：米沢市長 安部 三十郎 (あべ さんじゅうろう) ロングパイル人工芝：ハイブリッドターフ (XP-62) / 住友ゴム工業(株) 公認期間：2012年11月22日～2015年11月21日 公認番号：第130号 |

＜特記事項＞

- ◆ ハイブリッドターフ (XP-62) / 住友ゴム工業(株)は 製品検査 (ラボテスト) を完了し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆ 公認規程に基づき2回の検査 (フィールドテスト) を実施し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。

3. 公認申請者：学校法人東海大学 東海大学付属熊本星翔(せいしょう)高等学校 / 熊本県
 施設名：東海大学付属熊本星翔高等学校 松前(まつまえ)記念サッカー場
 施設所有者：学校法人東海大学 東海大学付属熊本星翔高等学校
 校長：杉 一郎 (すぎ いちろう)
 ロングパイル人工芝：アストロピッチ (DS-60) / (株)アストロ
 公認期間：2012年11月22日～2015年11月21日
 公認番号：第131号

＜特記事項＞

- ◆ アストロピッチ (DS-60) / (株)アストロは 製品検査 (ラボテスト) を完了し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆ 公認規程に基づき2回の検査 (フィールドテスト) を実施し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。

4. 公認申請者：岩手県釜石市
 施設名：釜石市陸上競技場
 施設所有者：釜石市長 野田 武則 (のだ たけのり)
 ロングパイル人工芝：ハイブリッドターフ (XXP-62) / 住友ゴム工業(株)
 公認期間：2012年11月22日～2015年11月21日
 公認番号：第132号

＜特記事項＞

- ◆ ハイブリッドターフ (XXP-62) / 住友ゴム工業(株)は 製品検査 (ラボテスト) を完了し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。
- ◆ 公認規程に基づき2回の検査 (フィールドテスト) を実施し、J F Aロングパイル人工芝基準を満たしている。

7. サッカーボール等の検定制度ガイドラインの件

本協会は戦前の会報誌「蹴球」において、競技会で使用する試合球を大日本蹴球協会「公認球」又は「公認指定球」などとして明記をしていた。その後1980年に「検定制度」を導入し、「検定マーク」を付与することで品質の向上を促進し、競技の公平性と競技者の安全性を確保してきた。

今回、検定制度の運用についてガイドラインを整備し、製造メーカーや消費者へより明確に周知することを目的として以下の通りにガイドラインを作成したい。

ガイドライン作成ポイント

- (1) 本検定の目的を明確に示す
- (2) 本検定の対象となるボールを明らかにする。

| <p>(サッカー、フットサルおよびビーチサッカーの3球種)</p> <p>(3) 国内の公式競技会においては、主催者に対して検定球の使用を義務付ける。</p> <p>(4) 競技規則上に明記のある「FIFA承認」ボールとの関係を明確にする。</p> | | | | | | | | | | | | |
|--|--------------|-------|------|----------------------------|--------------|-------|----------------------------------|--------------|-------|--------------------------|------------|-------|
| <p>8. 審判委員会部会員選任の件</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>審判委員会の部会員を新たに下記の通り選任したい。</p> <p>育成部会 柴田 正利 (1級審判インストラクター/元国際審判員)</p> <p>指導者部会 深野 悦子 (女子国際審判員/3級審判インストラクター/Jリーグ競技・運営部)</p> <p>女子部会 同上</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>9. 審判員・審判員指導者表彰の件</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(協議) 資料No.4</p> <p>現在、基本規程第165条は、審判員及び審判指導者の表彰について規定しているが、以下の理由で表彰基準を設定したい。</p> <p>① 昨今、FIFAが主催する各ワールドカップの決勝戦にて、日本からの派遣審判員がマッチオフィシャルとして指名される機会も多くなり、表彰基準を明確にするよう2010年第9回理事会にて付議されている。今般、審判委員会にて協議し、添付内容を今後の基準としたい。</p> <p>② また、先に開催されたFIFA主催のワールドカップの決勝他において、派遣審判員がマッチオフィシャルとして指名されたので、この提案に従い下記の者を表彰したい。</p> <table border="1" data-bbox="258 1016 1414 1218"> <thead> <tr> <th>対象大会</th> <th>対象者</th> <th>表彰内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>U-20 女子 ワールドカップ 日本 2012 決勝</td> <td>第4の審判員：佐藤 奈美</td> <td>表彰状授与</td> </tr> <tr> <td>U-17 女子 ワールドカップ アゼルバイジャン 2012 決勝</td> <td>第4の審判員：深野 悦子</td> <td>表彰状授与</td> </tr> <tr> <td>フットサルワールドカップ タイ 2012 準決勝</td> <td>第2審判：宮谷 直樹</td> <td>表彰状授与</td> </tr> </tbody> </table> | 対象大会 | 対象者 | 表彰内容 | U-20 女子 ワールドカップ 日本 2012 決勝 | 第4の審判員：佐藤 奈美 | 表彰状授与 | U-17 女子 ワールドカップ アゼルバイジャン 2012 決勝 | 第4の審判員：深野 悦子 | 表彰状授与 | フットサルワールドカップ タイ 2012 準決勝 | 第2審判：宮谷 直樹 | 表彰状授与 |
| 対象大会 | 対象者 | 表彰内容 | | | | | | | | | | |
| U-20 女子 ワールドカップ 日本 2012 決勝 | 第4の審判員：佐藤 奈美 | 表彰状授与 | | | | | | | | | | |
| U-17 女子 ワールドカップ アゼルバイジャン 2012 決勝 | 第4の審判員：深野 悦子 | 表彰状授与 | | | | | | | | | | |
| フットサルワールドカップ タイ 2012 準決勝 | 第2審判：宮谷 直樹 | 表彰状授与 | | | | | | | | | | |
| <p>10. レフェリーカレッジ2013(10期生)入学選考の件</p> | | | | | | | | | | | | |
| <p>(協議) 資料No.5①②</p> <p>地域審判委員会からの推薦審判員および審判トレーニングセンターにおける優秀審判員を選考し、下記4名を2013年レフェリーカレッジに入学させることとしたい。</p> <p>(1) 地域審判委員会推薦者</p> <p>笠原 寛貴 (かさらは ひろき 23歳 会社員)、</p> <p>辛島 宗烈 (からしま かずよし 21歳 大学生)、</p> <p>小出 貴彦 (こいで たかひこ 22歳 大学生)</p> <p>第1次の書類審査に続き、第2次として6/24に体力・筆記テスト、</p> <p>第3次として8/26・27に実技テスト、更に第4次とし面接を実施し、選考。</p> <p>(2) 地域審判トレーニングセンター成績優秀者</p> <p>上原 直人 (うえはら なおと 22歳 会社員)</p> <p>2012年4月から実施している地域審判トレーニングセンターにおける成績(参加態度、レフェリング技術、体力、知識、人間性、将来性等)、面接を実施し、選考。</p> | | | | | | | | | | | | |

11. プレジデント・ミッション(PHQ) の件

2013 年度「47FA 公益目的事業等活動支援金」について

先月の理事会（2012 年 10 月）にて承認を頂いた 2013 年度「47FA 公益目的事業等活動支援金」限度額について、以下の通り訂正したい。

1. 「宮城県」限度額の訂正

| | 10 月承認事項 | | 今回訂正事項 |
|----------|--------------|---|--------------|
| 基本交付金 I | 5,755,785 円 | ▶ | 5,766,939 円 |
| 基本交付金 II | 10,725,436 円 | | 12,035,952 円 |
| 合計額 | 16,481,221 円 | | 17,802,891 円 |

※訂正の理由：限度額算出の根拠となる宮城県の登録人数に誤りがあったため。

2. 内示合計額の訂正

| | 10 月承認事項 | | 今回訂正事項 |
|------|---------------|---|---------------|
| 総事業費 | 932,423,060 円 | ▶ | 933,744,730 円 |

差額：+1,321,670 円

※訂正の理由：上記 1. の変更による合計額の訂正。